

奈良県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
檀原整形外科クリニック	檀原市内膳町五―八―一	令和二年三月三十一日
桜井市上之郷診療所	桜井市大字小夫三二六六	平成三十年七月三十一日
森本眼科	香芝市西真美一丁目五―一 プ ラザ西真美二〇〇二号	令和二年十二月三十一日
医療法人へんみ眼科クリニック	香芝市瓦口二三〇九番地一 I ・ B・グラウンド一〇二号	令和二年十二月三十一日
おしみ薬局	葛城市忍海三一五―二	令和二年十二月三十一日
はなうち薬局	葛城市北花内六九―一―三	令和二年十二月三十一日
沢井小児科医院	生駒市萩の台三―一〇―二九	令和二年十二月三十一日
吉川医院	桜井市大字慈恩寺一〇五三の一	令和二年十二月三十一日

